

補助要件チェックシート

【スタート】

宮古市内に自己が所有する空き家がある。

NO



・申請者は空き家の所有者に限られます

YES

当該空き家は、個人所有の一戸建ての住宅、又は併用住宅(延床面積の1/2以上が居住用の場合に限る)である。

NO



・法人の所有する資産、アパート等の共同住宅や長屋は補助対象外となります

YES

当該空き家は、昭和56年6月1日以降に着工された建築物である。

NO

当該空き家は、以下のいずれかに該当する。
①耐震診断により耐震性が確保されている。
②耐震改修工事を実施している。

NO



・S56.6.1以前着工の建築物の場合、耐震性が確保されていないものは補助対象外となります

YES

当該空き家を自己の居住のためにリフォームする。

NO



・自己の居住目的以外のリフォームは補助対象外となります

YES

YES

当該空き家をリフォーム後、令和9年3月10日までに居住を開始する。

NO



・申請する年度の3月10日までに居住を開始しない場合補助対象外となります

YES

居住開始後、10年以上継続して居住のために活用する予定である。

NO



・10年以上の活用意思がない場合補助対象外となります

YES



補助金の申請が可能です